

## 「すまい給付金」のお知らせ

消費税の8%への引き上げ後に家を買った人、これから買う人、「すまい給付金」をご存知ですか？

「すまい給付金」は、4月の8%への消費税引き上げに伴い、国土交通省により、住宅購入者の負担軽減のため実施されています。収入に応じて、最大30万円を受け取ることができます。(消費税8%時)

受給の条件や支給額、申請のやり方などは「すまい給付金」事務局の問い合わせ窓口で確認できます。

### ◎問い合わせ先

すまい給付金事務局問い合わせ窓口

☎0570-064-186

(毎日午前9時～午後5時まで 土日祝含む)

## 屋根から落ちる雪や氷による危険防止などのお願い

毎年冬になりますと、屋根に積もった雪・氷・つらが落ちて歩行者がけがをしたり、死亡したりすることがしばしば起こっています。

冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に次のことに注意するようお願いいたします。

- 屋根の雪、氷、つらが道路に落ちる建物には、これに伴う事故を避けるため雪止めをつけるようにしてください。
- 屋根から大量の雪が落ちた時は、直ちに事故がないかどうか退しかめるとともに、歩行者への影響を避けるため、速やかに処理してください。
- 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- 軒下や道路では、子供を絶対に遊ばせないようにして下さい。

### ◎問い合わせ先

留萌開発建設部・留萌振興局・留萌警察署・小平町

## 弁護士による出張無料法律相談会のお知らせ

旭川弁護士会に所属する弁護士が、無料で相談に応じます。債務整理、離婚・相続、民事事件、刑事事件等、幅広い相談に対応します。相談会は事前予約制(先着順)となりますので、ご了承ください。

なお、日程及び場所については下表の予定となっておりますが、都合により変更する場合がありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

### ◆日程・場所

日 程	場 所
平成27年1月28日	小平町文化交流センター
平成27年2月25日	増毛町文化センター
平成27年3月25日	苫前町公民館
平成27年4月22日	留萌市保健福祉センターはーとふる
平成27年5月27日	初山別村自然交流センター

※各回とも13時～16時まで

### ◎予約・問い合わせ先

旭川弁護士会 ☎0166-51-9527

## 必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

**時間額 748円**

(効力発生日 平成26年10月8日)

◆最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

◆特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」)で働く者には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

### ◎問い合わせ先

留萌労働基準監督署 ☎ 0164-42-0463

FAX 0164-43-6418



## ワックスキャンドルづくり体験会に参加しませんか



冬の生活を楽しみ、活動的に過ごすことを目的に、オロロン・スノーパラダイス・プロジェクトでは、次のとおり体験会を開催しますので、皆さんのご参加をお待ちしております。

◇日時◇ 平成27年1月17日(土)  
10時～13時(時間内にご自由にお越しください)

◇参加料◇ 無 料

◇場 所◇ 留萌合同庁舎1階道民ホール(留萌市住之江町2丁目1-2)

★参加された方には、制作したワックスキャンドル1本をプレゼントします！

屋外での作業が20分程度ありますので、防寒着等でお越しください。

◎問い合わせ先 オロロン・スノーパラダイス・プロジェクト事務局(留萌振興局地域政策課) ☎42-8421

